

交通安全情報



警視庁交通部

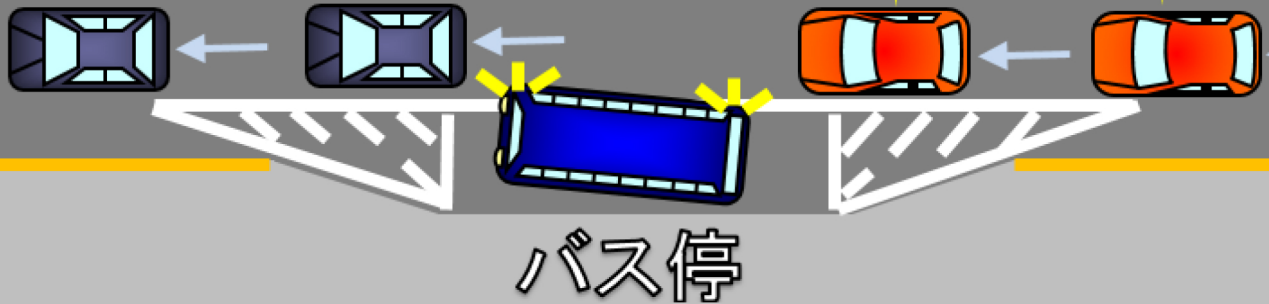
路線バスの 発進妨害

危険です!

違反です!

バスの後方にある車両は、合図を出したバスの進路を妨げてはなりません。

進行方向



バス停

道路交通法第31条の2では、停留所で停車している路線バスが発進合図を出した時、その後方にある車両は路線バスの進路の変更を妨げてはならないことが定められています。

◆反則金(普通車の場合) 6,000円 ◆行政点数 1点

